

建設キャリアアップシステム(仮称)
基本計画書(案)

平成28年4月

建設キャリアアップシステム(仮称)の構築に向けた
官民コンソーシアム

－ 目次 －

| | |
|--|------|
| 1. 基本計画の位置付け | p.1 |
| 1. 1. システムの開発手順 | |
| 1. 2. システム基本計画に明示する事項 | |
| 1. 3. システム基本計画の展開 | |
| 2. システムの概要 | p.2 |
| 2. 1. 背景 | |
| 2. 2. 基本理念 | |
| 2. 3. 基本方針 | |
| 2. 4. システムの基本的な構成 | |
| 2. 5. システムの実現により期待される効果 | |
| 3. システムに登録する情報 | p.6 |
| 3. 1. システムに登録する情報の種類 | |
| 3. 2. 技能労働者情報 | |
| 3. 3. 事業者情報 | |
| 3. 4. 現場情報 | |
| 3. 5. 契約情報 | |
| 3. 6. 現場に設置する端末 | |
| 4. システムに登録された情報の閲覧 | p.14 |
| 4. 1. 技能労働者本人 | |
| 4. 2. 技能労働者の現在の所属事業者 | |
| 4. 3. 技能労働者が入場中の現場の元請事業者及び上位下請事業者 | |
| 4. 4. システムに登録した建設事業者 | |
| 4. 5. 行政関係者 | |
| 5. 他のシステムとの連携 | p.16 |
| 5. 1. マイナンバー制度との連携 | |
| 5. 2. 建設業退職金共済制度との連携 | |
| 5. 3. 外部の公的なDBとの連携 | |
| 5. 4. 既存の民間システムとの連携 | |
| 6. 工程表 | p.18 |
| 6. 1. 開発スケジュール概要 | |
| 6. 2. 導入のスケジュール | |
| 6. 3. システムの安全性、信頼性の確保及び個人情報の保護 | |
| 6. 4. システムのサービスレベル | |
| 6. 5. 費用負担 | |
| 6. 6. 運営主体 | |
| 6. 7. 開発準備室 | |
| 6. 8. 開発体制・運用体制 | |
| 6. 9. システム普及促進方策 | |
| 6. 10. 建設キャリアアップシステム(仮称)の構築に向けた官民コンソーシアム | |
| 6. 11. 技能労働者ID番号の連携利用の体制に関する指針 | |
| 6. 12. システムの名称 | |
| 6. 13. その他 | |

1. 基本計画の位置付け

1.1. システムの開発手順

システム構築手順は、主に以下に示すフローに従って進められることが一般的である。本基本計画は、このうち「②基本計画」に該当し、システム構築の目的、基本的な機能、スケジュール等を記載するものである。また、システムの運用手順やシステムに必要な機能要件については、次フェーズの「③業務分析・業務設計」や「④要件定義」で検討を行うこととしている。

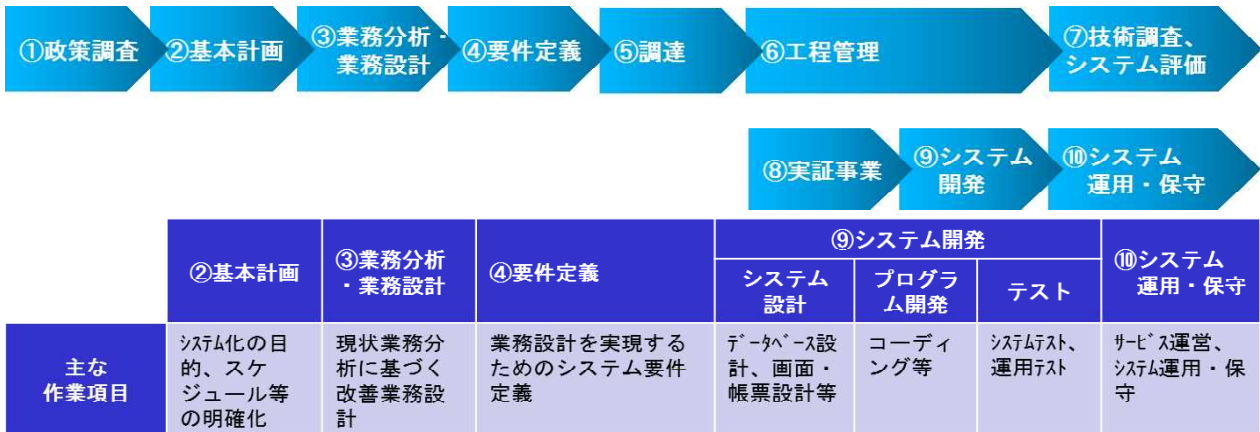


図1 システムの開発手順

1.2. システム基本計画に明示する事項

基本計画では、主に次の事項について記述している。

- ・ システムの概要(背景、基本理念、基本方針、システムの基本的な構成、システムの実現により期待される効果)
- ・ システムに登録する情報
- ・ システムに登録された情報の閲覧
- ・ 他のシステムとの連携
- ・ 工程表

1.3. システム基本計画の展開

本基本計画に引き続き、運用手順等を含む業務に関する検討は、「図1 システムの開発手順」に示すとおり、次フェーズの「③業務分析・業務設計」で行う。これを基に「④要件定義」において、情報システムの構築に向けた要件定義書を作成する計画である。

2. システムの概要

将来にわたり建設産業の担い手を確保していく上で、建設技能労働者(以下「技能者」という。)のキャリアアップの道筋を示すこと、技能者が適正な評価と処遇を受けられること、建設現場をより適切・効率的に管理する環境を整備することが求められている。このための手段の一つとして、本事業では、技能者の技能や経験を蓄積し、技能や経験に応じた適切な評価や処遇の改善、工事の品質の向上や現場の効率化を実現するシステムの構築を目指すものである。

2. 1. 背景

今後、建設業において高齢化等により技能者が大量に退職することが見込まれ、将来にわたる社会資本の品質確保と適切な機能維持を図るためには、建設業の将来を担う若者の入職・定着を促すためにも、技能者の処遇改善を図ることは重要な課題となっている。

また、労働力人口が総じて減少する中で我が国の経済発展に資する社会資本の効率的な整備を図るためには、建設生産システムにおける生産性の向上が不可欠となっている。

さらに、技能者は様々な工事現場での施工に従事し、その施工力に係る経験や資格は、自ら申告することで、現場や建設事業者から評価・管理されている。このため、技能者にとっては技能を磨いてもそれが適切に評価されず報われにくいとともに、技能者の所属する事業者以外の建設事業者にとっても技能者の能力は既存の取引先からの紹介や評判等に頼らざるを得ず、適切に把握することが難しい状況となっている。

将来にわたり建設産業の担い手を確保するためには、技能者が一人一人の実力に見合った評価を受け、それが処遇に反映されるとともに、社会保険等の最低限の福利厚生は必ず受けられるような環境となる必要がある。また、発注者やエンドユーザーへの説明責任を果たすためにも、法令遵守の確認に要する各種事務を効率化することが求められている。

今日においては、ITを活用し、技能者が保有する施工力等に関する情報を蓄積・活用する仕組みを構築することは技術的に十分可能となっていることから、新たに技能者の経験が蓄積されるシステムを構築し、建設業界において関係者の理解と協力を得ながらこのシステムを浸透、活用することによって、技能者を巡る環境の改善等を目指す。

2. 2. 基本理念

本システムでは、以下の三項目を基本理念とする。

- ① 技能者が目標を持って自己研鑽すれば所属事業者及び元請事業者から一人一人の技能や経験に見合った適正な評価を受けることができ、評価に応じた処遇改善が進む。また、技能者を育成して優秀な技能者を抱える所属事業者の受注機会が確保され、ひいては技能者の就業機会が増えることで収入にも反映され、将来展望も持てるような魅力ある就労環境づくりを進める。
- ② 技能者の社会保険や退職金などの確認や充実に資する。
- ③ 技能者の技能や経験に応じた効率的な人員配置や法令遵守の確認に要する各種事務の効率化により労働生産性の向上や工事の品質向上を図る。

2.3. 基本方針

基本理念実現のために、技能者の経験が蓄積されるシステムを以下の点に留意した上で業界横断的な仕組みとして関係者の受け持つ役割を明確にして構築する。

- ① 技能者の資格や就業履歴を業界統一のルールで登録・蓄積するシステムとし、全ての技能者の登録を目指す。
- ② 利用者メリットに見合ったシステム利用コスト及びシステム構築・運用コストとすること。
- ③ 本システムは、実用性に優れ、簡便、安価なものから出発し(本システムに登録する情報は、登録を必須とする情報と、登録を任意とする情報に明確に区分する)、関連する制度の整備や利用者のニーズに応じ、登録する情報の範囲を拡充する(本システムの必須機能は基本理念実現のため必要最小限のものとし、普及状況に応じて対象情報の拡充と機能の強化を段階的に進める)など、システムを段階的に発展させていくこと。その際、本システムの利用により、これを利用する建設工事業者並びに技能者に対して、既存民間サービスと原則として重複しないサービスを「新たな利便性」として提供すること。
- ④ 個人情報を適切に保護すること。
- ⑤ 技能者本人及び所属事業者が希望した範囲内で、本システムに蓄積される技能者の技能や経験に関する情報を業界内で組織横断的に利用できること。
- ⑥ 本システムに蓄積される技能者の個人を特定する情報及び技能に関する情報については、その内容の真正性を確保する。ただし、真正性を確保することが困難な情報についても本システムには登録しつつも内容の真正性の程度を明らかにし、関係者が不利益を生じないよう対策をとる。
- ⑦ 登録情報に変更・追加等があるごとにデータの入力・更新が着実に行われること。将来的にはそれぞれの一次情報を管理する複数DBシステム間の連携の確立を目指す。

2.4. システムの基本的な構成

・基本理念の実現のため、本システムに必要な機能は以下のとおりとする。

- ① 技能者に関する情報の登録
- ② 建設現場に関する情報の登録
- ③ 技能者本人の就業履歴情報の登録
- ④ ①～③の情報の関係者に対する開示

2.5. システムの実現により期待される効果

・本システムを利用することで期待される効果は以下のとおり。

(1) 技能者

①技能や経験の適切な評価による収入への反映

・所属事業者及び元請事業者から一人一人の技能と経験に見合った適正な評価を受け、これにより技能者を育成して優秀な技能者を抱える所属事業者の受注機会が確保され、技能

者の就業機会が増え、収入にも反映される。(将来的には、技能者の能力評価の統一的なルールを作成する等により、評価や地位の明確化を図ることも検討。)

- ・自身の経歴等を一覧できるようになることで継続的なスキルアップの向上心を高めることにつながる。(向上心を高めることに資するよう、技能者の技能や経験度合いに応じて色分けされたカードを発行。)

②自身の経歴・資格等の技能を簡易に証明

- ・自身の社会保険の加入状況を簡易に示すことで、確実に建設現場に入場できる。
- ・所属企業が変わっても自身の就業履歴が引き継がれることから、資格や表彰に必要な実務経験の証明に活用できる。
- ・自身の就業履歴が日単位で把握できるため、建設業退職金共済制度の証紙の貼付状況の確認に活用できる。(将来的には証紙に代替できる。)
- ・自身がどの建設現場に就労したかを客観的に示すことができるので、労災申請の際に、補助的な活用が期待される。

③雇用の安定化

- ・一度建設業を離れた技能者が再入職する際などに、自身の技能や就業履歴を簡易に証明できるため、処遇の安定化につながる。

(2) 総合工事業者、専門工事業者

①能力評価への活用

- ・技能者を技能と経験に応じて適切に評価できる。
- ・技能者本人及び所属事業者が同意した範囲で技能者に関する情報を閲覧することにより、優秀な技能者を抱える施工能力の高い専門工事業者を推測できる。(総合工事業者)
- ・技能者本人及び所属事業者が同意した範囲で技能者に関する情報を閲覧に供することで、受注機会の拡大に繋がる。(専門工事業者)

②現場管理の効率化

- ・現場に入場する技能者が作業に必要な資格を持っているかを簡易に確認できる。
- ・現場に入場する技能者の社会保険加入状況が簡易に確認できる。
- ・技能者の就業履歴が蓄積されると技能者の熟練度を推測することができるため、所属事業者は工事の難易度等に応じて技能者を効率的に現場に配置できる。
- ・技能者がどのような作業に従事したかが記録されることにより、工事の品質確保に資することができる。(ただし、「工事施工業務の内容」が任意情報として記載された場合に限る。)
- ・入退場時に不審者のチェック機能を付加すれば、不審者の侵入を防ぐことで現場のセキュリティを確保できる。

③社会保険の法定福利費など勤務実績の証明に活用

- ・施工体制に加わる予定の下請事業者に係る技能者の社会保険加入状況が把握できるため、元請事業者に社会保険の法定福利費を請求しやすくなる。(専門工事業者)
- ・専門工事業者に所属している技能者の社会保険加入状況が把握できるため、専門工事業者に支払う法定福利費を算定しやすくなる。(総合工事業者)
- ・技能者の資格や表彰に必要な実務経験の証明に活用できる。
- ・技能者の就業履歴が日単位で把握できるため、建設業退職金共済制度の現物交付の確認

に活用できる。(将来的には証紙に代替できる。)

- ・「3.2.技能者情報」に示す就業履歴の任意情報までが入力されていれば、技能者が危険物質を取り扱う建設現場など、どの建設現場に就労したかを客観的に示すことができるので、労災申請の際に、補助的な活用が期待される。

(3) 行政機関(国土交通省、厚生労働省、地方公共団体)

- ・システムに蓄積されたデータの活用については、今後検討するが、その際、ビッグデータとしての活用を原則とし、工事の契約内容などの個別データの活用はできないものとする。

3. システムに登録する情報

3. 1. システムに登録する情報の種類

システムに登録する情報は、マスタ情報と対象情報により構成される、以下の8種類とする。

マスタ情報とは、4項目の対象情報を区分・管理するための基礎情報として本システムに入力・保持する情報であり、技能者、建設工事業者、建設工事現場、建設工事請負契約を個別に認識するための最小限の情報が入った事項で、かつ、変更が生じる頻度が少ない情報が入ったものを登録し、それぞれにユニークなコード番号を登録の際に付与する。

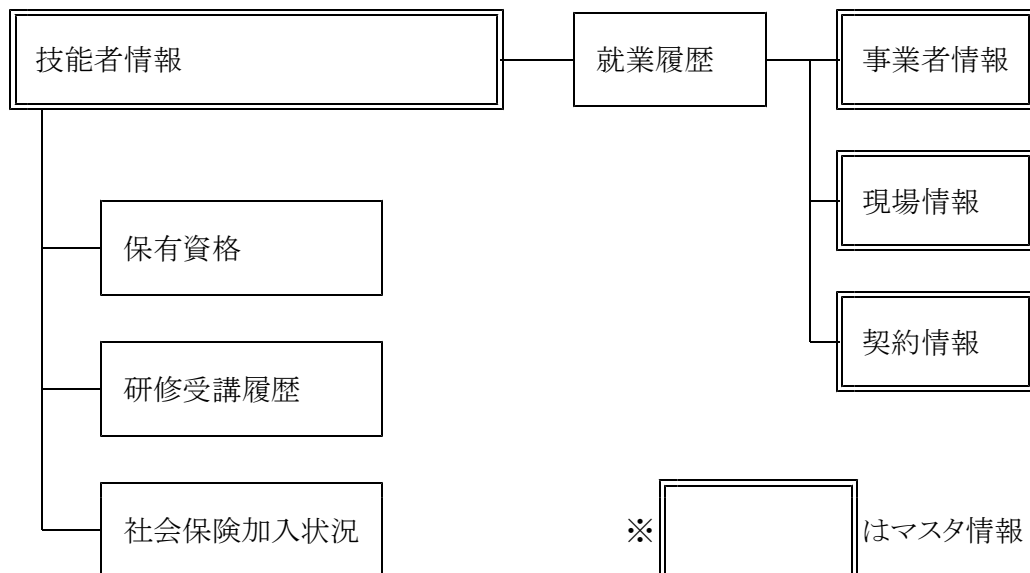
(1) マスタ情報

- ① 技能者情報
- ② 事業者情報
- ③ 現場情報
- ④ 契約情報

(2) 対象情報

- ① 保有資格
- ② 研修受講履歴
- ③ 社会保険(雇用保険、健康保険、年金保険)加入状況及び建設業退職金共済番号及び手帳の有無
- ④ 就業履歴

※以下、「対象情報」とは、①～④に掲げる情報をいう。



対象情報のうち類型化が可能な情報についてはコード化を行い、既に保有資格等に番号が付与されている情報については当該番号そのものを記録することを原則とする。

3. 2. 技能者情報

(1) 対象とする範囲

①登録の対象者

- ・作業員名簿に掲載される技能者を基本にしつつ、当面、実現可能な範囲とし、将来的には、全技能者を登録の対象とする。外国人技能実習生や外国人建設就労者(「外国人建設就労者受入事業に関する告示(平成26年国土交通省告示第822号)」第2、第2項に規定する「外国人建設就労者」をいう。)も含む。
- ・技能者以外(ガードマン、運転手、清掃、賄いなど)についても、段階的な拡充を検討する。
- ・現場に入場する元請事業者の技術者についても元請事業者の選択により本システムの対象とすることができることとし、事務担当者等も必要に応じて対象とする。
- ・ビジターは登録の対象者としませんが、入退場管理が必要な建設現場においてはビジターカードを発行する等により個々の現場で対応することを可能とする。

(2) 登録する情報の範囲

①技能者情報(個人を特定する情報)

- ・必須情報:氏名(よみがな)、住所、性別、生年月日、国籍、現在の雇用事業者名(※)、顔写真
 ※過去に雇用されていた雇用事業者名の登録は任意
- ・任意情報:健康診断受診歴(受診日・種類)、労災保険特別加入の有無、電話番号、緊急連絡先、外国人にあつては在留資格、在留期間など、運用開始後のニーズに応じて随時追加

②対象情報

イ) 保有資格(必須情報) ※ただし、登録を望まない資格については、登録を要しない

| 資格等の区分 | 証明書 | 証明書の記載事項 |
|----------------------|---|--|
| 免許 | 「免許証」(安衛法) | 免許の種類、写真、免許証番号、氏名、生年月日、性別、本籍地、交付年月日、交付局、住所、取得年月日、有効期限(安衛則における様式) |
| 技能検定 | 「合格証書」(職業能力開発促進法) | 検定職種、番号、技能士の名称、氏名、生年月日(職業能力開発促進法施行規則における様式) |
| 登録基幹技能者 | 「登録基幹技能者講習修了証」(建設業法施行規則) | 登録基幹技能者講習の種目、顔写真、修了証番号、氏名、生年月日、修了年月日(建設業法施行規則における様式) |
| 技能講習 | 「技能講習修了証明書」(安衛法) | 技能講習の種類、氏名、生年月日、本籍地、番号、修了証の交付年月日(安衛則における様式) |
| 特別教育 | 証明書の発行は法令上の義務ではないが、事業主に対し、特別教育の受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存を法令上、義務付けられている | 受講した研修の種類、氏名(、受講日、所属) |
| 職長・安全衛生責任者教育(安全衛生教育) | 労働安全衛生法等証明書の発行は法令上の義務ではないが、通達により教育実施者に対し、台帳等の作成、修了証の交付などを求めている。 | 受講した研修の種類、氏名(、受講日、所属) |

| | | |
|----------------------------------|---------------|---|
| 技術検定 | 「合格証明書」(建設業法) | 合格した検定の種類、氏名、本籍、合格証明書番号、合格年月日、大臣名、顔写真(施工技術検定規則における様式) |
| 建築士 | 建築士免許証明書 | 1級、2級、木造の別 登録番号、登録年月日、顔写真(カードのみ) |
| 叙勲・勲章 | | |
| 優秀施工者国土交通大臣顕彰、青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 | 顕彰状 | |
| 安全優良職長厚生労働大臣顕彰 | 顕彰状 | |
| 卓越した技能者(現代の名工)厚生労働大臣表彰 | 顕彰状 | |
| 各団体・雇用事業主による表彰 | 各種表彰状等 | |
| 元請事業者等に表彰、マイスター制度(優良職長制度等) | 表彰状等 | |

技能者が入場した工事現場では、当該工事現場の元請企業及び上位下請企業が閲覧するとともに、技能者本人及び雇用事業主が同意した場合には、システムに登録した他の事業者も閲覧できるものとする。

元請事業者等による表彰、マイスター制度(優良職長制度等)については、表彰等を行った元請事業者等が閲覧できる範囲を制限できるものとする。

運用開始後にニーズに応じ、順次、登録する保有資格の種類追加にも対応できるようにする。

ロ) 研修受講履歴(任意情報)

| 研修等の区分 | 根拠 | 証明書の発行 | 情報項目(本システムでの利用項目を抜粋) |
|--------------------------|----------------------|--------|---|
| 公共職業訓練 | 職業能力開発促進法(第29条の3) | 修了証書 | 受講した研修の種類、氏名、修了した職業訓練の種類、訓練課程、訓練科の名称及び総訓練時間等、修了証書を交付するものの氏名又は名称、交付年月日 |
| 認定職業訓練 | 職業能力開発促進法(第13条、第24条) | | |
| 業界団体が実施した講習等の取組 | | | |
| 元請事業者等が独自に行っている特別教育などの取組 | | | |

技能者が入場した工事現場では、当該工事現場の元請企業及び上位下請企業が閲覧するとともに、技能者本人及び雇用事業主が同意した場合には、システムに登録した他の事業者も閲覧できる

ものとする。

元請事業者等が独自に行っている特別教育などの取組については、特別教育などを行った元請事業者等のみが閲覧できるものとする。

運用開始後にニーズに応じ、順次、登録する保有資格の種類追加にも対応できるようにする。

ハ) 社会保険(雇用保険、健康保険、年金保険)加入状況及び建設業退職金共済番号及び手帳の有無(必須情報)

技能者が入場した工事現場では、当該工事現場の元請企業及び上位下請企業が閲覧するとともに、技能者本人及び雇用事業主が同意した場合には、システムに登録した他の事業者も閲覧できるものとする。

二) 就業履歴

・現場入場実績は、原則としてカードリーダー(※)により現場入場実績を蓄積する。

(※) カードリーダー以外にも、位置情報付きスマートフォン等の複数の電子デバイスにより現場入場実績を登録する手法を採用する場合でも大規模なシステム改修なしで対応できる仕様とする。

・カードリーダー等の電子デバイスで対応できない現場では、作業日報などにより技能者本人や職長によるWEBサイトからの直接入力での登録も可能とする。その場合、真正性を確保するため、雇用事業主等が確認した旨のチェック欄を設ける。

・技能者の現場入退場実績をシステムに蓄積するのは日単位とする。なお、セキュリティの関係などから技能者の入退場を時間単位で把握する必要がある現場については元請事業者の選択により対応可能な仕様とする。

・作業日報などにより技能者本人や職長によりWEBサイトからの直接入力に登録する場合には、技能者の現場での作業が全て終了した日や毎月月末などにまとめて登録することも当面可能とする。その場合、真正性を確保するため、雇用事業主等が確認した旨のチェック欄を設ける。

任意情報: 現場入場実績のほか、技能者の就業履歴の価値を高めるため、例えば以下のような項目を技能者本人や職長がWEBサイトからの直接入力で任意に登録できるものとする。

・従事した業務の立場(職長など)

・工事施工業務の内容

・有害物質の取り扱い・有害業務への従事の有無

・一日に複数の現場に入場した場合には、それぞれの現場で作業に従事した時間帯(午前、午後)など。

・技能者本人や職長によるWEBサイトからの直接入力での登録の際、真正性を確保するため、雇用事業主が確認した旨のチェック欄を設ける。

・システム登録以前の過去の就業履歴

・工事施工業務におけるスキルの評価。雇用事業主が登録し、登録された評価を元請事業者が修正することは認めない。

元請事業者及び下請事業者が本システムのデータ(アクセス権があるものに限る。)を自社

の内部用として加工することは任意とする。

(3) 技能者情報や対象情報の登録・更新

- 技能者情報や対象情報の新規登録は、技能者本人の申請によることを原則とする。
- 技能者情報や対象情報の申請は、技能者本人の同意を得れば雇用事業者等による申請の代行も認める。
- 多くの情報登録ルートを確保するため、真正性の確保を前提として運営主体が認定する建設業関係団体や事業者等による代行登録も認める。
- 登録時に、個人番号カード、運転免許証、パスポート等の公的機関が発行した顔写真付きの身分証明書1点(住民票、健康保険証など公的機関が発行した顔写真の無い身分証明書の場合は2点)による本人確認を実施する。本人確認ができない場合でもシステムには登録することとし、登録された情報が未確認である旨がシステム上明らかになるような機能を持たせるとともに、システム内では本人確認ができた技能者と本人確認ができていない技能者の技能者情報をフラグを立てるなど区別して管理する。
- 現場に入場するまでに技能者情報を登録できない者への対応はビジターに準ずることとし、技能者情報が登録されるまでの間はシステムへの情報の蓄積・登録は行わない。
- 現場入場の際の本人確認の有無などにより、元請事業者又は下請事業者の判断によっては、技能者にとって不利になる場合(現場に入場できないなど)があることを技能者に告知しておく。
- 真正性を確保するため、必要に応じて生体認証等の機能をオプションで追加する。
- 登録された情報は、随時、技能者(技能者本人の同意を得れば雇用事業者等)からの申請により更新・追加するとともに、一定期間(※)経過後は一斉更新することとする。更新されない場合には「未更新」(または「要確認」)に切り替わる仕組みとする。ただし、更新されていない状態でも当分の間は情報自体を無効にはしない(更新されない蓄積された情報の扱いについては、今後検討する。)
- ※例えば、登録基幹技能者講習修了証、監理技術者資格者証の有効期限を参考に、5年毎に更新。
- 情報改ざん防止のため、「情報の追記・訂正」の経歴が分かる仕組みとする。
- 建設関係の保有資格・研修受講履歴については、それらの実施機関とリンクして自動更新ができる仕組みを実装し、実施機関のデータベースとの連携の可能性を検討する。

(4) ID番号の発行

- 運営主体は、申請した技能者に対してユニークな技能者ID番号を発行する。

(5) カードの発行

- 運営主体は、システムに登録された技能者に対して、顔写真、氏名(よみがな)及びID番号を記載したICカードを交付する。位置情報付きスマートフォン等のカードリーダー以外の手法により現場入場実績を登録する手法が採用され、広く普及した場合には、カードの発行は任意とすることも検討する。
- カードは一定期間(※)ごとに更新することを原則とし、更新していない場合には、その旨が確認できる仕様とする。

※例えば、パスポートの有効期間を参考に、10年毎に更新する等

※技能者情報(個人を特定する情報)の登録の際に身分証明書等により本人確認ができていない技能者の更新期間については今後検討する。

- ・カードを持っていることがステータスとなり、また、スキルアップの向上心を高められるよう、技能や資格に応じて色分けしたカードとする。カードリーダー以外の手法が広く普及してカードの発行を任意とする場合でも、技能や資格に応じて色分けされたカードが電子的に表示される仕組みも検討する。
- ・本人の個人情報扱う端末になるので、セキュリティ性の高い仕様とする。
- ・カード再発行・盗難・紛失時などにも現場に入場できる機能(臨時のQRコードの発行など)も実装する。

3. 3. 事業者情報

(1) 対象とする範囲

① 登録の対象者

建設業の許可を取得していない業者や一人親方を含む全ての建設工事業者を対象とする。

(2) 登録する情報の範囲

必須情報: 商号、所在地(登記簿上の本店)、建設業許可情報(許可番号、許可の有効期間、建設業の種類)

(3) 事業者情報の登録・更新

- ・建設工事業者が証明書(登記簿、建設業許可証等)を添付してシステムに登録する。但し、一定の欠格条項に該当する場合は登録しない。
- ・元請事業者、建設業関係団体等による申請の代行も認める。
- ・登録された情報は、随時、建設工事業者からの申請により更新・追加するとともに、一定期間(例えば3~5年)経過後は一斉更新することとする。更新されない場合には「未更新」(または「要確認」)に切り替わる仕組みとする。ただし、更新されていない状態でも情報自体を無効にはしない(情報そのものの削除はしない。)

(4) ID番号の発行

- ・運営主体は、申請した建設工事業者に対してユニークな(※)事業者ID番号を発行する。

(※)「行政機関における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第58条第1項の規定に基づき国税庁長官が通知する法人番号は、個人事業者には通知されないものの、個人番号と異なり利用範囲の制約がなく、また、法人番号はインターネット上の「国税庁法人番号公表サイト」で公表されるため、運営主体が発行する事業者ID番号として法人番号を利用することも検討する。

3. 4. 現場情報

(1) 対象とする範囲

- ・規模や工種にかかわらず、全ての建設工事現場(解体工事、準備工事、補修工事、リフォーム等を含む。)を登録の対象とする。
- ・除染作業等の現場については、登録の対象とすることも含めて検討する。
- ・システムの利用を原則とする現場は技能者カードの普及状況に応じて段階的に拡大するものとし、小規模な現場での利用は当面任意とする。

(2) 登録する情報の範囲

必須情報:所在地(施工場所)の住所(※1)、元請事業者名、工事の内容が分かる項目(※2)

※1:所在地(施工場所)の住所

所在地の住所が確定していない場合には、標準的な測地系における位置情報を登録する。

※2:工事の内容が分かる項目

(例)

<建築工事>建築確認申請で示される程度の内容

用途(例:病院)、構造(例:鉄骨造)、建築面積、延床面積、階数等

※個人住宅の名称など関係者による閲覧が望ましくない情報については、例えば工法など技能者の技能が把握できる別の登録項目を検討

<土木工事>コリンズに登録される程度の内容

工種(例:トンネル工事)、工法(例:シールド)、概要(例:トンネル延長)等

任意情報:発注者名など

(3) 現場情報の登録・更新

- ・元請事業者が自ら管理する建設工事現場について、開設する都度、証明書等を添付してシステムに登録する。但し、一定の欠格条項に該当する場合は登録しない。
- ・小規模現場を想定した簡易な登録方法(個別現場毎ではなくまとめて登録するなど)を検討する。

(4) ID番号の発行

- ・運営主体は、申請した元請事業者に対してユニークな現場ID番号を発行する。

3. 5. 契約情報【任意情報】

(1) 対象とする範囲

- ・発注者と元請事業者との間の工事請負契約を登録する。

(2) 登録する情報の範囲

契約の名称、元請事業者名、発注者名、契約額(※)、工事開始年月日、工事完了年月日、施工体制ほか

※:契約額については金額の幅を持たせて登録。(1億円未満5,000万円以上等)

※:年度契約等、実質同一工事とみなせる複数の契約については、1つの工事請負契約を代表として、契約額、工期等を合算した内容で登録・更新する。

(3) 契約情報の登録・更新

- ・元請事業者が自ら管理する建設工事現場について、開設する都度、証明書等を添付してシステムに情報を登録する。但し、一定の欠格条項に該当する場合は登録しない。
- ・小規模現場を想定した簡易な登録方法(個別契約ごとでなくまとめて登録するなど)を検討する。

(4) ID番号の発行

- ・運営主体は、申請した元請事業者に対してユニークな契約ID番号を発行する。
- ・現場ID番号と契約ID番号を用いることで、同一所在地(施工場所)で分離発注された場合にも技能者の就業情報を適切に蓄積することができる。

3. 6. 現場に設置する端末

- ・入退場管理のための端末は、カードリーダー機器(オプションとして生体認証も可能とする。)を基本とする。
- ・カードリーダー機器を設置する現場毎に、元請事業者が元請事業者ID番号(元請事業者が施工体制も登録する場合には施工体制に含まれる下請事業者ID番号)、現場ID番号及び契約ID番号を登録する。
- ・カードリーダー等の電子デバイスで対応できない現場では、作業日報などにより技能者本人や職長によるWEBサイトからの直接入力での登録も可能としているが、真正性が確保された技能者の就業実績が登録できるようにするため、順次、スマートフォン(位置情報が分かるアプリケーションソフトをインストール)、QRコード、携帯電話等の多様なデバイスにより現場入場実績が登録される手法を採用していく。

※カードリーダーは、できれば既製品を利用する。新規の生産が必要であれば、システム本体の開発事業者の選定と併せてメーカーを選定する。後発メーカーは排除しないなどの検討が必要。

4. システムに登録された情報の閲覧

4. 1. 技能者本人

- 技能者本人は、本人に関して登録・蓄積された技能者情報及び対象情報(※)を随時閲覧。
※ただし、対象情報のうち技能者の過去の就業履歴に関する情報については、技能者の技能を把握できる範囲の情報のみ閲覧を認める。具体的には以下の表のとおりとする。

| 元請事業者がシステムに登録する情報 | 技能者本人が閲覧できる情報 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">○現場情報 [必須情報]<ul style="list-style-type: none">・所在地(施工場所)の住所・元請事業者名・工事の内容が分かる項目[任意情報]<ul style="list-style-type: none">・発注者名○契約情報[任意情報]<ul style="list-style-type: none">・契約の名称・元請事業者名・発注者名・契約額 | <ul style="list-style-type: none">○現場情報<ul style="list-style-type: none">・所在地(施工場所)の住所(市町村単位まで)・工事の内容が分かる項目 |

4. 2. 技能者の現在の所属事業者

- 技能者の現在の所属企業は、技能者本人に関して登録・蓄積された技能者情報及び対象情報(※)を随時閲覧。
※ただし、対象情報のうち技能者の過去の就業履歴に関する情報については、技能者の技能を把握できる範囲の情報のみ閲覧を認める。具体的には4. 1. の表のとおりとする。
- 所属事業者の技能者数、有資格者数、社会保険加入率などを集計して所属事業者が閲覧できる機能も検討する。

4. 3. 技能者が入場中の工事現場の元請事業者及び上位下請事業者

- 技能者が入場中の工事現場の元請事業者及び上位下請事業者(※1)は、技能者情報及び対象情報のうち必須情報(※2)については、工事期間中のみ閲覧可能とする。このため、必須情報については、技能者が入場中の工事現場の元請事業者及び上位下請事業者が工事期間中に閲覧することを前提として登録するものとする。任意情報については、登録すれば技能者が入場中の工事現場の元請事業者及び上位下請事業者が工事期間中に閲覧できるものとみなして登録するものとする。

※1: 上位下請事業者については、任意情報である施工体制が登録された場合に限る。

※2: 必須情報のうち過去の就業履歴については、

- ①元請事業者は、他の元請事業者に係る現場については元請事業者名を除いた情報を閲覧

できるものとし、

②上位下請事業者については、全ての現場について、元請事業者名を除いた情報を閲覧できるものとする。

具体的には以下の表のとおりとする。

| 元請事業者 | | 上位下請事業者 (※任意情報である施工体制が登録された場合に限る) | |
|-----------|--------------|--------------------------------------|--------------|
| 自社が関係した現場 | 元請事業者名を含めた情報 | 自社が関係した現場 | 元請事業者名を除いた情報 |
| 他社が元請の現場 | 元請事業者名を除いた情報 | 自社が関係していない現場 | |

4. 4. システムに登録した建設事業者

・システムに登録した事業者は、技能者本人及び現在の所属事業者が同意した範囲で、技能者の技能者情報及び対象情報(※)を閲覧することができる。また、閲覧を容易にするため、技能者情報及び対象情報を検索する機能もシステムに持たせる。

※技能者情報及び対象情報の項目毎に、技能者本人及び現在の所属事業者それぞれがシステムに登録した事業者に閲覧を認める情報を選択できる機能をシステムに持たせるものとする。また、システムに登録した建設事業者が閲覧できる対象は、技能者情報及び対象情報のうち、技能者本人及び現在の所属事業者の双方が同意した項目のみに限る。

※ただし、対象情報のうち技能者の過去の就業履歴に関する情報については、技能者の技能を把握できる範囲の情報のみ閲覧を認める。具体的には4. 1. の表のとおりとする。

※技能者情報及び対象情報を閲覧できる建設事業者の範囲を地域毎に限定する機能もシステムに装備する。

4. 5. 行政関係者(国土交通省・地方公共団体の建設業行政部局、厚生労働省の建設業関係部局)

・システムに蓄積されたデータの利用については、今後検討するが、その際、ビッグデータとしての活用を原則とし、工事の契約内容などの個別データの活用はできないものとする。

5. 他のシステムとの連携

5. 1. マイナンバー制度との連携

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)については、「行政機関における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、利用範囲が社会保障、税、災害対策等に限定されているが、マイナンバーの利用範囲については、「この法律の施行(=平成27年10月)後3年を目途として、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずるものとする。(同法附則第6条第1項)」とされている。

マイナンバー制度との連携については、マイナンバーの利用範囲拡大に関する政府全体の検討スケジュールやマイナンバーが利用できる範囲の性格等に鑑み、当面は技能者に対して独自のID番号を付与することとする。

ただし、将来的にマイナンバー制度と連携する場合でも、システムの大規模な改修なしで対応できるような仕様にしておくこととする。その場合でも、セキュリティには十分留意することとする。

5. 2. 建設業退職金共済制度との連携

本システムでは、技能者の就業履歴を日単位で把握するものである。一方、現在の建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)においては、元請事業者がまとめて共済証紙を購入し、その現物を下請に交付する「共済証紙現物交付方式」が実施されている。このため、本システムと建退共制度を連携させることにより、将来的には本システムを建退共制度の証紙に代替することを目指す。

ただし、本システムを建退共制度の証紙に代替することについては、全国ほぼ全ての現場で本システムが利用されること、建退共制度側でのシステムの変更、中小企業退職金共済法の改正などの環境が整うことが必要である。

このため、当面は、本システムに蓄積された技能者の現場への入場日数に関する情報を活用し、元請が現物交付する証紙の必要枚数を把握(元請側)するとともに、証紙の貼付け状況を確認(技能者側)するなど、現在の建退共制度の運用を補完するものとして利用するものとする。

5. 3. 外部の公的なDBとの連携

本システムに登録・蓄積する情報の一部については、資格情報など公的なDBにも登録・蓄積されている。

このため、各機関と調整、合意のうえ、随時、外部の公的なDBとの連携機能を整備することとする。

5. 4. 既存の民間システムとの連携

(1) データ交換

現在、民間ASP事業者や元請建設事業者において、主に労務安全に関する事務手続きを簡素化するためのシステム(以下「既存システム」という。)が開発・運用されている。

本システムにおいて、個人情報の保護を前提に既存システムに登録・蓄積されたデータを有効活用するとともに、本システムに登録・蓄積されたデータを既存システムに提供することにより、技能者に関する各種情報が全体として合理的な仕組みを目指す。

具体的には、本システムはシステムに登録・蓄積された技能者情報や就業履歴情報、事業者情報等について横断的に活用可能な基本となるデータベースとし、既存システムと一定の範囲でデータ交換を行う。

その場合、以下の内容を原則とする。

本システム側で情報の更新を行った場合、既存システムから更新データを参照可能とする。

連携タイミングは、オンデマンド又は日次処理を原則とする。

既存システムでは各連係データの一意化(名寄せ処理)を実施し、データの信頼性(入力元やデータ確認方法等)のレベルも併せて連携の対象とする。

本システムは技能者の技能や経験を蓄積し、技能者の処遇改善を図るための必要最小限の機能とし、既存システムの機能として活用されている安全衛生書類、施工体制台帳、作業員名簿等の作成機能については、原則として本システムには装備しない。

(2) 既存システム運営事業者への関与

既存システム運営事業者は、本システムの運営主体の求めるレベルを満たすサービスを提供する。

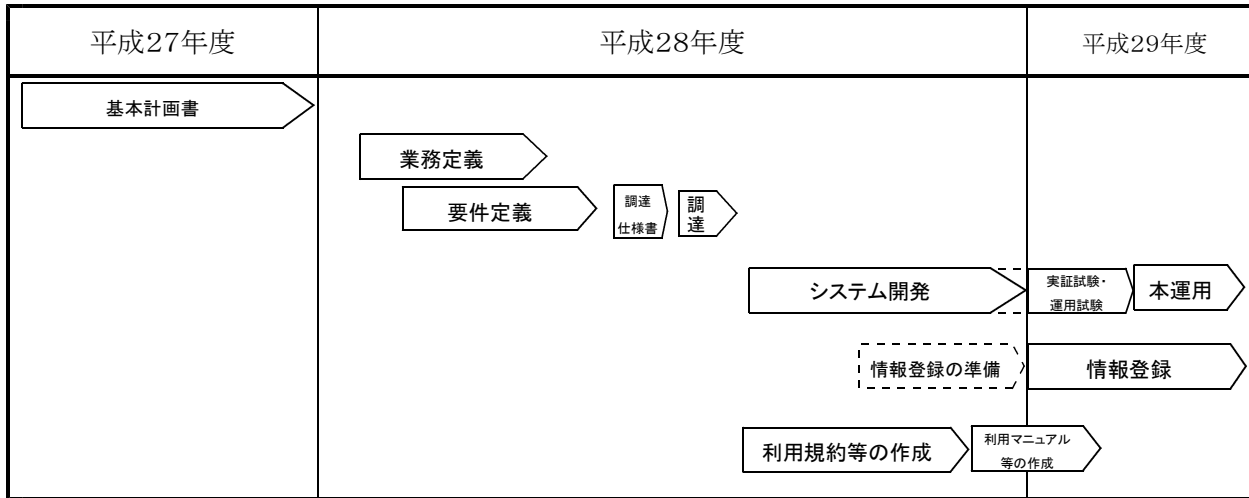
本システムの運営主体は、連係するデータに関して、既存システム運営事業者の品質レベルを監視し、必要に応じて改善を要求する。

※3. 2. (3)【技能者情報や対象情報の登録・更新】では技能者情報や対象情報の新規登録は技能者本人の申請によることを原則とし、また、3. 3. 【事業者情報】では建設事業者が運営主体に事業者情報を登録申請することとしているが、システムの運用開始当初においては、システムに多くの情報が登録されるよう、本人確認等の手続きを簡略化してシステムに登録する以下の手法を検討する。

- ① 既存システム側で、既存システムに登録されている技能者情報等を新システムに提供する簡易な仕組み(例えば既存システムに登録されている技能者情報を本システムに提供することについて、技能者本人が同意するチェックボタンを装備するなど)を装備。
- ② 既存システムから本システムに技能者情報等を提供。
- ③ 提供された技能者情報等について、登録された情報が未確認である旨がシステム上明らかになるようにしつつ、システムには登録する。
- ④ 技能者情報(個人を特定する情報)の登録の際に身分証明書等により本人確認ができていない技能者のカードの更新期間については今後検討する。

6. 工程表

6. 1. 開発スケジュール概要



※平成29年4月から登録申請を開始し、平成29年8月からの本運用開始を目指す。

※本システムは、同種のシステムの先行例が少ないため、システム開発・構築プロセスにおいて相当の手戻りが発生することを前提とした開発プロセス、スケジュールを採用する。

6. 2. 導入のスケジュール

- ・大規模な工事等を先行して、段階的に対象を拡大する。
- ・運用開始後1年で約100万人の登録を目指し、(既存システムが活用されている現場に入場する技能者を中心に登録)開始後5年を目途に、全ての技能者の登録を目指す。

6. 3. システムの安全性、信頼性の確保及び個人情報の保護

- ・本システムでは、技能者の個人情報を取り扱う点に留意するとともに、内外からの不正侵入等を防ぐため、利用者の認証、情報へのアクセス制御、アクセス記録、情報の暗号化及びウイルス対策等の技術的なセキュリティ要件のほか、人的セキュリティについても対策を講じ、安全性、信頼性を十分に確保する。

6. 4. システムのサービスレベル

(1) SLA(Service Level Agreement)の設定

① 日常オペレーション

- 稼働時間は24時間365日とする。
- 不正アクセス、ウイルス対策等常時監視を実施する。
- 適切なDisaster Recovery又はその代替手段を講ずる。なお、適切な設定レベルは、運営主体で決定する。
- 原則として国内対応とする。

② 障害対応

- 運用事業者は、日常オペレーションでシステムの運用状況を監視し、異常が検知された場合、速やかに運営主体に連絡する。
- 運用事業者は、一般的な就業時間内であれば2時間以内に復旧作業開始、夜間・休日等の場合は翌営業日の就業時間から対応する。
- 運用事業者は、ヘルプデスクを設置し利用者への対応は一般的な就業時間内とする。
(例: 土、日・祝日を除く、9時～18時)
- 運用事業者は、ヘルプデスクへの問い合わせ状況(傾向、放棄率等)を定期的に運用主体に報告する。

6. 5. 費用負担

(1) 開発費用

システムの開発に要する費用は、出捐金で賄うことを基本とする。

(2) 運営費用

データの代行登録に係る費用を含むシステムの運用に要する経費は、①技能者、②元請事業者、③システムに登録した建設事業者が負担することを基本とする。

①技能労働者

技能者は、カード発行時、カードの更新時に一定の登録料を負担する。また、カードを紛失した際には再発行費用を負担する。ただし、技能者の負担は実費程度を基本に出来るだけ少額とすることを基本とする。

②元請事業者

元請事業者は、現場の規模に応じて登録料を負担する。登録料は、登録に要する実費、システムの運用、改善費用、運営主体の運営費などを賄うものとして設定する。

住宅の修繕など小規模な現場について、登録料の免除も検討する。

※登録料以外のコストとしては、カードリーダーの費用も必要

③システムに登録した建設事業者(②を除く。)

システムに登録した建設事業者(②を除く。)は、システム登録の際に一定の登録料を負担する。

6. 6. 運営主体

運営主体は公的な位置づけがなされたものとなるよう、国土交通省において組織のあり方を検討する。

運営主体は、システムの不具合修正、機能更新等のような、高頻度かつ高緊急度のシステム関連業務を適切に処理する必要が想定されるので、これらの業務を適宜迅速に処理できる体制を整える。

運営主体はシステムに関する管理運営業務の全般を担当することとなるが、具体的な主要業務としては以下の内容を想定している。

- ・ システムに係るハードウェア、ソフトウェアの稼働維持、保守管理
- ・ システムデータの登録・管理
- ・ システム利用者の管理
- ・ 利用者等に対する周知・広報、利用者サポート(問い合わせ窓口の設置等)

6. 7. 開発準備室

システムの本運用開始までの間、システムの運用手順やシステムに必要な機能要件について専門的に検討を進めるため、「開発準備室」を設置する。開発準備室は、本コンソーシアムを構成する建設業関係団体や、必要に応じて既存システム運営者を構成員として責任とイニシアティブを持たせた体制とし、国土交通省も検討に参画する。

開発準備室では、概ね、以下の業務を行うこととし、早急に開発準備室の体制や業務に必要な経費を確保する。

(1) 業務要件書の作成

(2) 要件定義書の作成

(3) 開発費、運営費の試算

(4) (1)～(3)を踏まえた調達仕様書の作成

(5) その他、システムの本運用開始までの間におけるシステムに関する専門的な業務

6. 8. 開発体制・運用体制

- ・本システムの開発と運用を委託する事業者の選定は、公募型プロポーザルを実施する。
- ・開発事業者と運用事業者は同一、または複数業者が緊密に連携して提案・開発・運用を実施するものとする。いずれの場合も、窓口を一本化することで、責任分担を明確にし、障害時等の迅速な対応を促す。
- ・開発事業者、運用事業者は、運営主体およびその他関係者に対して、定期報告およびシステムレビューを実施するものとする。

6. 9. システムの普及促進方策

- ・建設業退職金共済制度の証紙制度を補完する等、カードの保持に対するインセンティブを与えることで普及を進める。
- ・技能者情報の受付窓口は、コンビニエンスストアなどできるだけ数多く設置するとともに、技能者の登録に要する負荷をできるだけ軽減する。
- ・業界団体、労働団体などのほか、元請事業者、下請事業者にも受付窓口を設けられることとする。
- ・多くの情報登録ルートを確保するため、真正性の確保を前提として運営主体が認定する建設業関係団体や事業者等による代行登録も認める。

6. 10. 建設キャリアアップシステム(仮称)の構築に向けた官民コンソーシアム

本コンソーシアムはシステムが本運用されるまでの間存続することとし、システムの運用開始後における建設業関係団体の運営主体に対する関与のあり方は別途検討する。

6. 11. 技能者ID番号の連携利用の体制に関する指針

技能者ID番号は、運営主体のほか複数の類似システム運営者も利用することが想定される一方、個人情報を取り扱うことから、運営主体を中心とする技能者ID番号の連携利用の体制に関する指針をシステム運用開始までに国土交通省において作成する。

6. 12. システムの名称

システムの名称は「建設キャリアアップシステム(仮称)」とする。

6. 13. その他

基本計画策定後の検討過程において、本計画に記載された内容のうち技術的なものについて、変更する必要が生じた場合には、本コンソーシアムの作業グループに諮って決定できるものとする。

※ システムの概要イメージは別添による